別紙　6

1社随意契約する理由

工　　事　　名	令和2年度　特下神修第14号 牛屋2マンホールポンプ NO.2 汚水ポンプ分解整備工事
1　社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による。(緊急) 本工事は、マンホールポンプの着脱式水中ポンプを分解整備するものです。 このポンプは、小岩内から牛屋までの汚水を福田方面へ圧送している幹線管渠となっております。平成12年に供用開始以降使用してきましたが、今回、経年劣化により2台あるうちの1台（NO.2）が動作不良となり、現在1台で稼働している状態にあります。1日85回～90回、約2時間50分～3時間程度、交互に稼働しておりましたが、現在NO.1ポンプ1台で対応しています。このポンプも同時期に設置したものであります。万が一、不動となった場合、二次災害の恐れがあるため早急に整備する必要があります。 そのため、既設ポンプのメーカー取扱店である下記の業者と随意契約を行い早急に対応するものです。
2　随意契約の相手方	村上市坂町1760番地1 株式会社　長谷川電気工業所 代表取締役　長谷川　雄一